

4. 剰余金の配当と会社債権者の保護

4-1. 剰余金の配当をめぐる利害調整

(1)剰余金の配当（会社 105 I ①・453） ⇔ 内部留保（留保利益）

(2)会社債権者と剰余金の配当

株主有限責任（会社 104）

事例 4-a 株主有限責任

アユミさん、Aさん、Bさん、Cさんの4人は、300万円ずつ出資しあって、チーズケーキの製造・販売を行う株式会社を設立した（アユミさんたちは株主に）。会社はさらにM銀行から1000万円を借り入れて事業をスタートさせた。しかし、チーズケーキは思うように売れず、会社の資産は600万円分しか残っていない。そしてM銀行からの借入金の返済期限が来てしまった。

*会社債権者とは誰？

*もう少し理解を深めるために：規制がなければどうなる？

4-2. 剰余金の配当

4-2-1. 手続

(1)原則

剰余金の配当手続の原則（会社 453・454 I III）

ただし、取締役会設置会社の場合：中間配当（会社 454V）[テキスト 5 章 2 節 2 (2)(a)]

配当財産の種類——現物配当（会社 454IV・309 II ⑩）[テキスト 5 章 2 節 2 (2)(a)]

(2)取締役会への権限の付与（会社 459 I ④ II III・460、会社計算 155）

*要件の詳細 [テキスト 5 章 2 節 2 (2)(b)]

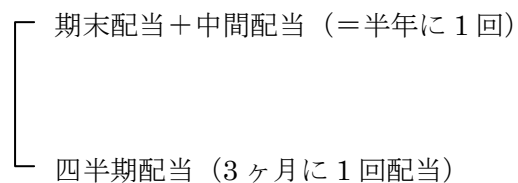
(3)剰余金の配当権限の所在 [テキスト Column5-9]

剰余金の配当の 2 つの側面：

①株主の最も基本的な権利 ⇔ ②高度な経営上の判断を要する

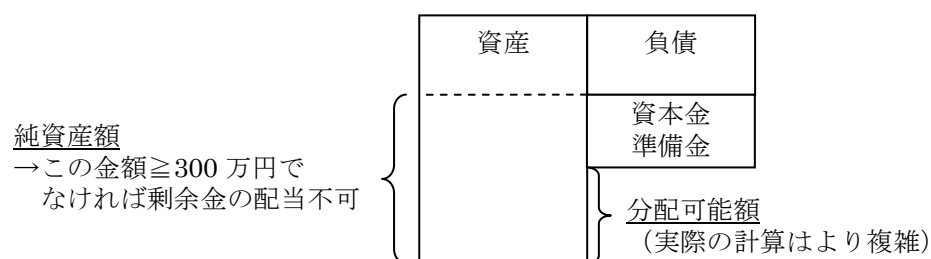
4-2-2. 回数と要件

(1)回数



(2)要件:(a)~(c)すべてを充たすこと

(a)分配可能額 (会社 461 I ⑧ II)



負債の金額ギリギリまで配当することを許さない理由

* 分配可能額の計算 [テキスト 5 章 2 節 3 (2)図表 5-8]

** 繰り返し、資本金・準備金についての注意事項

(b) 配当額の 10 分の 1 を準備金として計上 (会社 445IV) (→3-2-1(3))

(c) 純資産額 ≥ 300 万円 (会社 458、会社計算 158⑥)

最低資本金制度の廃止

平成 17 年改正前商法：株式会社の資本金 ≥ 1000 万円
 →会社法で廃止 (資本金=0 円も可能。会社計算 43 参照)：起業の促進等
 but 会社 458、会社計算 158⑥

(3) 資本制度 [テキスト 5 章 2 節 **1** (2)]

資本維持の原則	負債に加えて、資本金・準備金の額に相当する財産が会社に維持されることを要求
資本充実の原則	出資が行われる際 (会社設立、募集株式の発行) に、資本金・準備金の額に相当する財産が出資者から確実に拠出されることを要求 例：現物出資についてのルール (→8-2-3(1))
資本不変の原則	資本金・準備金の額を会社が自由に減少することは許されない 資本金・準備金の額の減少 [テキスト 5 章 4 節 1 (2)(b)] →原則として株主総会決議 + 債権者異議手続

→資本制度

資本金・準備金の額の公示

資本金・準備金の額は貸借対照表に表示、資本金の額は登記 (会社 911III⑤)

資本制度はなくなった？ [テキスト Column5-7]

以上のように資本金・準備金を基準として会社財産の充実・維持を要求することで会社債権者を保護しようとするシステム＝資本制度

→これは会社法の下では存在しない？

立案担当者＝存在しない（相澤哲編著『立案担当者による新・会社法の解説』別冊商事法務 295号（2006年）278頁以下 [郡谷大輔・岩崎友彦]）

学界は分かれる＝資本制度にはなお意味があるという見解も有力

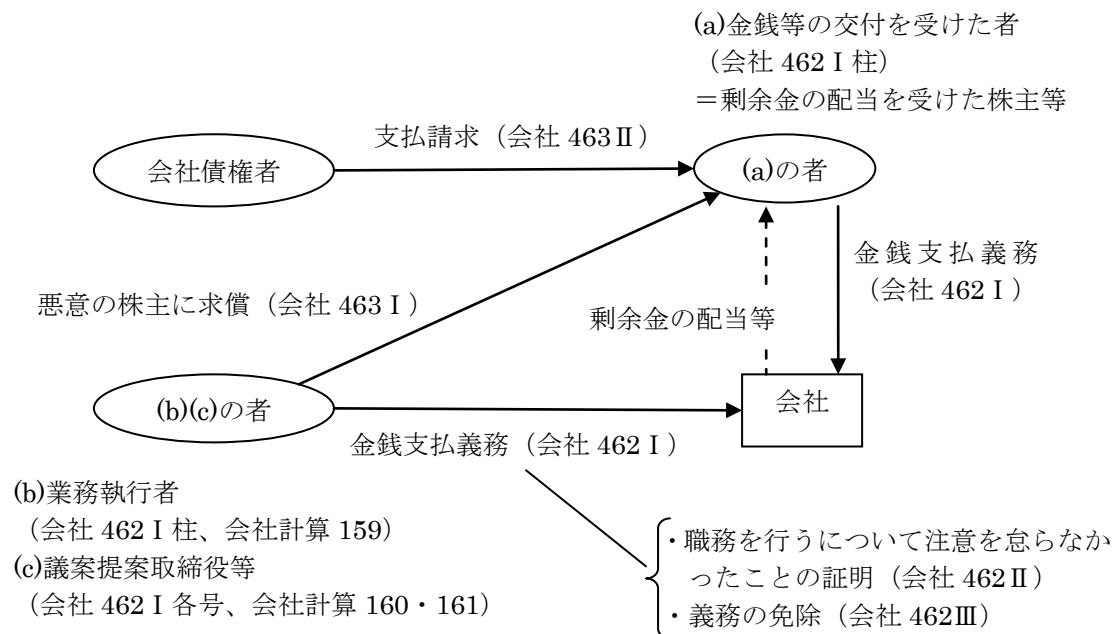
江頭憲治郎編『会社法コンメンタール 1』（商事法務、2008年）307頁 [江頭]

4-2-3. 分配可能額を超えた剰余金の配当

分配可能額の規制（会社 461 I ⑧）→会社がこれに違反すれば？

事例 4-b 分配可能額を超える剰余金の配当 [テキスト Case5-2 を一部修正]

A 会社は業績不振にあえいでおり、決算期後に試算をしたところ、分配可能額がマイナスになった。A 会社の代表取締役であり株式を 40% 保有する大株主でもある Y1 は、架空の利益を計上し、分配可能額が存在するようにした計算書類を作成することを部下に指示した。会計監査人 Y2 は Y1 の不正を発見したが、「このままでは会社がつぶれてしまうから見逃してくれ」と言われ、違法な計算書類について無限定適正意見を付した会計監査報告を作成した。取締役会では、多額の剰余金を配当することを定時株主総会の議案とすることが決定された。その際には、Y1 以外にも、Y3（株主ではない）をはじめすべての取締役が上記粉飾決算の事実を知りながらそれに賛成した。定時株主総会では計算書類が承認され、多額の剰余金の配当が決議された。剰余金として配当された総額は 1 億円であり、そのうち 4000 万円は Y1 が受領した。A 会社には、X という債権者がおり、会社に対して 3000 万円の貸付債権を有している。



* 監査役・会計監査人 (会社 423)

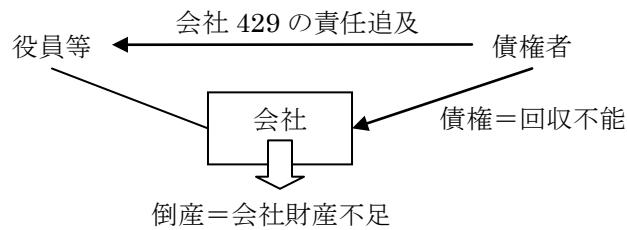
4-3. 会社債権者の事後的保護

(1) 会社債権者の事後的保護の必要性

剰余金の配当の規制 = 事前の会社債権者保護 —— 限界

(2) 事後的保護の手段として機能するルール

(a) 役員等の第三者に対する責任（会社 429）（→「企業組織法の基礎」）



(b) 法人格否認の法理（→「企業組織法の基礎」）

会社は法人（会社 3） but 法人格否認の法理

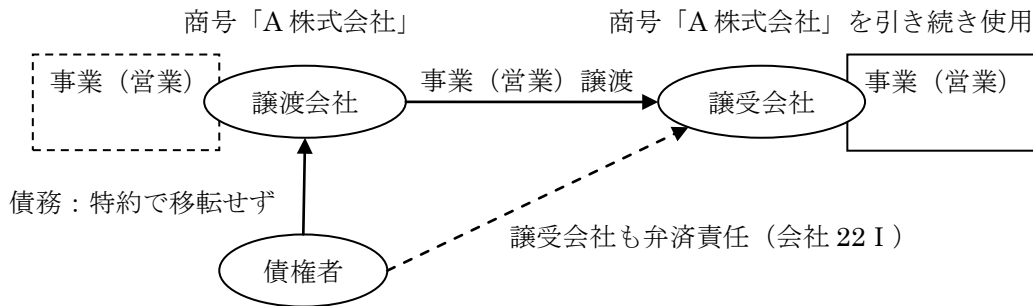
このルールの機能：

事例 4-c 法人格の濫用 [テキスト Case5-4]

A 会社は、X から賃借していた事務所について、賃料不払によって賃貸借契約を解除され、延滞賃料支払と事務所明渡しを請求された。A 会社の取締役である B は、新たに Y 会社を設立した。Y 会社は、A 会社の資産や従業員をそのまま用いて、A 会社とまったく同じ事業を開始した。

最判昭 48・10・26 民集 27-9-1240

(c) 事業譲受会社の責任 (会社 22 I) (→「企業取引法の基礎」: 商 17 I)



事例 4-d 事業譲受会社の責任

X は、株式会社日本電器産業社 (A 会社) に対して、電線を売り渡したが、代金 500 万円の支払いをまだ受けていない。A 会社は業績不振のため事実上倒産したが、A 会社の本店の所在場所と同じ場所を本店の所在場所として、株式会社日本電器産業 (Y 会社) が設立された。Y 会社は、A 会社の店舗や施設・備品を引き継ぎ、A 会社と同じ役員・従業員が Y 会社の事業を行っていた。X は、Y 会社は A 会社から事業を譲り受け、A 会社の商号を引き続き用いているとして、Y 会社に対して電線の代金 500 万円の支払いを求めた。

大阪地判昭 40・1・25 下民集 16-1-84

(d) 詐害行為取消権 (民 424) (→「債権総論」)

(e) 否認権 (破 160 以下等) (→「民事紛争処理法」「破産法」等)

(3) 債権者の属性と事後的保護

